

京都市告示第455号

京都市私道の変更又は廃止の手續に関する条例第3条の規定に基づき、建築基準法第42条第1項第5号の道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第4条の規定に基づき告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成23年3月14日

京都市長 門川大作

1 承認事項

指定番号	指定年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	道路廃止の申請者
第5859号	平成 23.3.8	メートル 3.74~6.00	メートル 135.00	京都市伏見区桃山町日向 2番77の一部、2番78の一部、2番79の一部、10番1の一部、10番2の一部、11番の一部、11番4の一部、11番5の一部、11番6の一部、15番3の一部、57番の一部、58番の一部、60番の一部及び61番の一部	京都府知事 山田 啓二

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(都市計画局建築指導部建築指導課)